体制省令確認シート（店舗販売業）

年　　月　　日

店舗名称

所在地　杉並区　　丁目　　番　　号

一　要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師が勤務していること。

二　第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師又は登録販売者が勤務していること。

	開店時間 (24 時間表記：例 10:00～20:00)	時間数 (例 10)	開店中要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する時間	時間数	開店中要指導医薬品を販売する時間	時間数	開店中第一類医薬品を販売する時間	時間数	特定販売を行う時間	開店時間外に特定販売のみを行う時間
月										
火										
水										
木										
金										
土										
日										
合計	特定販売実施目安 □　A≧30 かつ 22:00-5:00 以外の開店時間の総和≧15		□ 同A		□ 同B		□ 同C		□ 同D □ 同B	□監督設備
		A		B		C		D		

□　B≦E　　□　C≦F　　□　D≦F

要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する**薬剤師及び登録販売者**の週当たり勤務時間数合計		要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する**薬剤師**の週当たり勤務時間数合計	
	E		F

要指導医薬品の情報提供及び指導並びに一般用医薬品の情報提供を行う場所の数		要指導医薬品の情報提供及び指導並びに第一類医薬品の情報提供を行う場所の数	
	G		H

□　E/G≧B　　□　F/H≧C　　□　F/H≧D